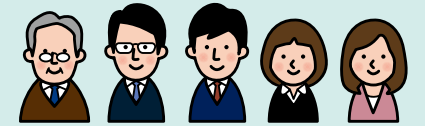


〈事業者向け〉

[市ホームページ]
<https://www.akitakata.jp/ja/a122/corona-shien-02/>



対象・概要	備考	詳細
給付 持続化給付金 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-279-292		持続化給付金ホームページ
▶1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 事業継続を支援するための給付金 ▪ 中小法人等…200万 ▪ 個人事業者等…100万 ※上限…昨年1年間の売上からの減少分	■申請方法 持続化給付金ホームページから申請できます。 ■申請期限 令和3年1月15日	
給付 家賃支援給付金 家賃給付金コールセンター ☎0120-653-930		家賃支援給付金ホームページ
資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で以下のいずれかに該当する事業者 ▶5月～12月のいずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ▶5月～12月中で連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少 ▪ 上限…法人:600万円/個人事業者:300万円	■申請期限 令和3年1月15日 ※詳細はお問い合わせください。	
給付 雇用調整助成金(特例措置) ハローワーク安芸高田 ☎42-0605/学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999		厚生労働省ホームページ
以下の全てに該当する事業者(対象期間:4月1日～12月31日) ▶最近1か月の売上高などが前年同月比5%以上減少(比較対象月の特例措置あり)した事業者 ▶労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支給した事業者 休業や教育訓練、出向を行い、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当や賃金等の一部を助成	※詳細はお問い合わせください。	
給付 雇用調整助成金等活用促進事業補助金 商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024 ☎42-1003		安芸高田市ホームページ
以下の全てに該当する事業者 ▶市内に主たる事業所が所在している中小事業者 ▶休業による雇用調整助成金等、広島労働局の支給決定を受けている事業者 国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支給 ▪ 上限…10万円(申請は1回限り)	■申込期限 令和3年2月28日	
給付 小学校休業等対応助成金(事業主) 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999		厚生労働省ホームページ
▶2月27日から12月31日までの間に、対象者に有給休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主 臨時休業した小学校に通う子どもの保護者に有給休暇を取得させた企業を助成 ▪ 上限…15,000円(1日1人)	※詳細はお問い合わせください。	
給付 小学校休業等対応支援金(委託を受けて働く個人) 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999		厚生労働省ホームページ
臨時休業した小学校に通う子どもの世話をするために、契約した仕事ができなくなった保護者へ支援金を支給	※詳細はお問い合わせください。	
給付 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 広島労働局 雇用環境・均等室 ☎082-221-9247		厚生労働省ホームページ
以下の全てに該当する事業者 ▶医師または助産師の指導で休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備 ▶当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主 ▶令和2年5月7日～令和3年1月31日の間に当該休暇を5日以上取得させた事業主 ▪ 上限…100万円/対象労働者1人あたり	■申請期限 令和3年3月1日	
給付 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース) 広島労働局 雇用環境・均等室 ☎082-221-9247		厚生労働省ホームページ
以下の全てに該当する事業者 ▶介護のための有給制度があり、仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知 ※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度 ▶介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に上記の休暇を合計5日以上取得 ▪ 上限…35万円/対象労働者1人あたり	■申請期間 支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内	

融資 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (株)日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505		日本政策金融公庫ホームページ
融資後の3年間、基準金利を0.9%引き下げ ※据置期間最長5年 ▪ 融資限度額 国民生活事業…8,000万円 中小企業事業…6億円		
融資 セーフティネット保証5号 商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024 ☎42-1003		安芸高田市ホームページ
指定業種に属する事業を行っており、以下のいずれかに該当する事業者 ▶最近3か月の売上等が前年同期比で5%以上減少した事業者 ▶原油等の仕入価格の上昇を製品等価格に転嫁できていない中小事業者 融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の資金繰りを支援(一般保証とは別枠で借入債務の80%を保証) ▪ 上限…2億8,000万円	市の認定とは別に、金融機関、および信用保証協会の審査があります。 ※詳細はお問い合わせください。	
融資 危機関連保証 商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024 ☎42-1003		安芸高田市ホームページ
以下の全てに該当する事業者 ▶金融取引を正常化するための資金調達が必要な事業者 ▶最近1か月の売上等が前年同月比15%以上減少し、その後2か月を含む3か月の売上等が前年同期比15%以上の減少が見込まれる事業者 業況の悪化している業種の事業者に、一般保証、セーフティネット保証とは別枠で信用保証を実施	市の認定とは別に、金融機関、および信用保証協会の審査があります。 ■指定期間 令和2年2月1日～令和3年1月31日	
融資 民間金融機関 実質無利子・無担保融資 広島県商工労働局経営革新課 ☎082-513-3321		広島県ホームページ
▶売上減少の要件を満たし、セーフティネット保証4号・5号、もしくは危機関連保証いずれかの認定を受けている事業者 民間金融機関での信用保証料を全額、または半額補助し、融資を無利子・無担保・据置を最大5年に拡大 ▪ 融資上限…4,000万円	■取扱期限 令和3年1月31日 (保証申込は令和2年12月31日まで)	
免除 中小事業者等の固定資産税の軽減措置 税務課 資産税係 ☎お太助フォン42-5614 ☎42-2130		安芸高田市ホームページ
▶2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者 ▪ 対象資産…事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税(土地や居住用家屋は対象外) ▪ 減額率…1/2または全額	■申請期間 令和3年1月4日～2月1日	
猶予 社会保険料等 猶予制度の特例 三次年金事務所 ☎0824-62-3107		
以下の全てに該当する事業者 ▶令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)、収入が前年同月比おおむね20%以上減少した事業者 ▶一時に納付、または納入を行うことが困難な事業者 収入が減少した事業主の厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予 ▪ 猶予期間…1年	(対象保険料) 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等 ※上記期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等についてもさかのぼって特例を利用できます。	
猶予 徴収猶予の特例制度 税務課 収納係 ☎お太助フォン42-5614 ☎42-2130		安芸高田市ホームページ
以下の全てに該当する事業者 ▶令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)、収入が前年同月比おおむね20%以上減少した事業者 ▶一時に納付、または納入を行うことが困難な事業者 個人の市・県民税、法人の市県民税、固定資産税等の全ての地方税の徴収を猶予 ▪ 猶予期間…1年	(対象税) 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人の市・県民税、法人の市県民税、固定資産税など ■申請期限 納期限の前月から納期限まで ※国税に関しては吉田税務署(☎42-0008)へお問い合わせください。	
猶予 上下水道 料金支払猶予 上下水道課 業務係 ☎お太助フォン47-1203 ☎47-1206		
▶一定程度収入が減少した事業者 対象事業者の支払いを猶予	■猶予内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。	
相談 経営相談 安芸高田市商工会 ☎42-0560		
資金繰り、売上減少、休業等、新型コロナウイルスの影響に関する経営相談窓口を設置 ▪ 経営指導員、専門家が経営アドバイス(無料)		

※10月末時点の情報です。